

保護者各位

調布市長 長 友 貴 樹

緊急事態宣言以降（5月7日以降）の対応について

これまで、国の緊急事態宣言に伴い、本市においては、子どもの安全・安心の確保と感染拡大防止を目的として、市内認可保育施設は臨時休園し、社会の機能を維持するために就業の継続が必要な方や御家庭での保育が特に困難な方等については、特例的に保育を実施しているところです。

間もなく、緊急事態宣言の定める期限（5月6日（水））を迎える中、それ以降の国及び東京都の方針について明らかにされておられません。期限直後の5月7日（木）は、大型連休翌日であり、事前に保育園から保護者の皆様や関係各所に十分な周知を行うことが難しいことに加え、受け入れ体制の準備が整わないことも懸念されます。

そのため、5月7日（木）から9日（土）までの間は、現在の臨時休園及び特例的保育を継続し、保育が必要な方は、事前に在籍園に申請いただくこととします。なお、5月11日（月）以降の対応は、国の緊急事態宣言の動向及び東京都の要請内容を踏まえたうえで、本市の対応を検討し、決定次第、在籍園を通じてお知らせします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 臨時休園延長の期間

令和2年5月7日（木）から5月9日（土）までの間

2 特例的に保育を実施する世帯

保護者全員が以下(1)から(4)までのいずれかに該当し、かつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯、又は(5)に該当する世帯。ただし、この間の保育の利用には、事前に申請が必要です。

- (1) 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- (2) 老人福祉施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々の保護の継続に関する業務に従事
- (3) インフラ（電力・ガスなど）運営や飲食料品・生活必需品供給関係など、市民の安定生活確保に関する業務に従事
- (4) 警察、消防、鉄道、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
- (5) その他、家庭での保育が特に困難な場合（在籍園に御相談ください。）

3 特例的保育利用申請及び保育時間

- (1) 特例的保育を希望される方は、別紙、緊急事態宣言以降（5月7日～9日）の特例的保育利用申請書を、令和2年5月1日（金）までに、在籍園に御提出ください。
- (2) 特例的保育時間は、原則、午前7時から午後6時までです。

なお、特例的保育利用時も保育時間の短縮に御協力いただき、延長保育の利用も極力お控えください。

(3) 特例的保育中は、給食を提供します。

4 保育料・給食費（副食費）

この間の保育料は、欠席日数に応じて減額します。詳細は、後日お知らせします。なお、給食費（副食費）の徴収等の取扱いについては、在籍園に御確認ください。

5 その他

(1) 臨時休園期間中、児童または同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染した際、又は感染の疑いがある際は、速やかに在籍園に御連絡ください。

(2) 今後、育休からの復職や就労内定の方の就労開始日、求職中の方の就労日についての取扱いを、以下のとおりとします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、それぞれの保育開始日まで、その兄弟姉妹を含め登園できませんので、御理解くださいますようお願い申し上げます。なお、その間の保育料・給食費（副食費）は免除します。

ア 育休からの復職期限（令和2年5月1日～9月1日入園内定者も同様）

令和2年10月1日（木）までに復職。保育開始は、復職日の前月1日から。

（例） 10/1 復職 ⇒ 9/1 保育開始 8/1 復職 ⇒ 7/1 保育開始

イ 就労内定（令和2年5月1日～10月1日入園内定者も同様）

令和2年10月1日（木）まで就労開始。保育開始は、就労開始日当日から。

（例） 10/1 就労開始 ⇒ 10/1 保育開始 8/1 就労開始 ⇒ 8/1 保育開始

ウ 求職中

緊急事態宣言の期限終了日の月を含む3か月間。保育開始は緊急事態宣言期限終了日の翌日から。